

脱炭素アクション体験型イベント企画・運営業務委託に係る提案競技実施要領

令和7年6月27日

1. 目的

県では「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を長期的な目標に掲げ、脱炭素の取組を推進している。今後、脱炭素の取組を加速させるためには、行政や企業だけではなく、県民一人一人の取組、行動変容が不可欠である。

そのためには、県民が脱炭素の取組を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」とどまらず、「行動＝脱炭素アクション」へと移すことが求められる。

そこで本事業では、ファミリー層を主なターゲットとし、温室効果ガスの排出削減につながる実践的な取組と次世代に向けた環境意識の啓発を図るため、体験型のイベントを実施する。イベントでは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしについて親子で楽しみながら学び、「脱炭素＝我慢」ではなく、「より良い暮らしを実現する手段」であることを実感できるようにし、県民が自ら行動を起こすきっかけを提供する。

2. 業務概要

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 業務名 | 脱炭素アクション体験型イベント企画・運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和8年2月27日（金）まで |
| (4) 委託料上限額 | 19,257千円（消費税及び地方消費税を含む） |

3. 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和7年6月27日（金）～令和7年7月7日（月）17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書の様式は、県環境政策課のホームページで閲覧、ダウンロードが可能である。
(2) 参加表明書の提出	企画提案に参加するものは、参加表明書（様式1）、誓約書（様式4）を令和7年7月7日（月）17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和7年7月8日（火）
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式2）にて、令和7年7月7日（月）17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和7年7月10日（木）
(6) 質疑の回答方法	・ 企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・ 参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・ メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。 ・ 電話、訪問等本項によるもの以外の質疑は受け付けない。
(7) 企画提案書提出期限	令和7年7月31日（木）17時
(8) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和7年8月4日（月）～6日（水）予定 ・ プレゼンテーションの日時及び場所については、参加資格通知者に別途通知する。 ・ 提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。 ・ 説明時間は1提案あたり25分（説明時間20分＋質問時間5分）以内とする。 ・ プレゼン時のプロジェクター、スクリーンの利用は、事前連絡があれば、県で準備する。
(9) 委託候補者の決定	令和7年8月上旬を予定
【提出先及び問い合わせ先】 島根県 環境生活部 環境政策課 再生可能エネルギー推進係 担当：飛 〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL：0852-22-6514 FAX：0852-25-3830 E-mail：kankyo@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	・企画提案書（様式3）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。 （図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	・6部提出すること。 ・令和7年7月31日（木）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	・見積書（押印不要）を企画提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積書の宛名は「島根県知事 丸山 達也」とし、代表者の職氏名を記載すること。
(4) その他の留意事項	・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に適する企画提案を提出した者（1者を予定）を本業務の委託候補者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	① イベントの企画趣旨 ・提案競技実施要領の「1. 目的」に記載した事業の趣旨を把握し、その目的を効果的に達成するための企画コンセプトを有しているか。 ・参加者が脱炭素の具体的な取組方法を知り、体験し、そのメリットを実感できる工夫が講じられているか。 ・イベントの趣旨に沿い、効果的な会場選定がなされているか。 ② 広報業務 ・集客目標を達成できるような効果的な広報内容となっているか。 ③ 独自の取組 ・県が示す内容以外にも、来場の動機となる、又はイベント内での積極的な体験を促すための独自の企画提案が行われているか。 ④ 運営体制等

	・適切な運営・管理体制が整備されているか。また、特にコンソーシアムにあっては、県との連絡窓口が明らかになっているか。 ⑤ スケジュール ・イベント企画から実施までの具体的な計画が示されているか。 ⑥ 過去の類似業務の実績 ・過去の類似実績から、訴求したいターゲット、本イベントのコンセプトに沿った企画が期待できるか。 ・過去の実績やノウハウを活かし、独自のルートや強みを持った提案となっているか。 ⑦ 見積金額 ・業務委託の目的に照らし、費用対効果の観点も含めて、最大限の成果を期待しうる適正な見積金額となっているか。 ⑧ 女性活躍に関する取組 ・しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。
(3) 応募者の採否通知	令和 7 年 8 月上旬以降、提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託料上限額	19,257千円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(2) 契約方法等	提案内容については、県が一部変更を求める場合がある。双方協議のうえ、委託予定事業者と委託内容、委託料等について合意した場合は、委託契約を締結する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払いとする。 ただし、業務上必要と認められる場合は、契約に基づき、前金払することができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
(7) 契約書及び仕様書	別途作成・指示する。